

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民および利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年六月一日

東京圏国家戦略特別区域会議

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき
事項の種類 東京都市計画特定街区西新宿二丁目（8号地）
当該事項を定める土地の区域
東京都新宿区西新宿二丁目地内
- 二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）並びに新宿区役所
- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 意見書の提出先 東京都西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課